

青森県報

号外第百四号

平成十五年
十一月二十八日
(金曜日)

目次

監査委員

監査結果.....(事務局)..... 一

監査委員

監査結果

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第2項(行政事務監査)及び同条第5項(随時監査)の規定により、第10回世界相撲選手権大会の負担金等に関する監査を実施したので、その結果報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成15年11月28日

青森県監査委員

片谷 稔
橋本 敏子
同 同
西谷 洌
清水 悦郎

第1 監査の目的

平成13年10月27日及び28日に弘前市の青森県武道館において開催された「第10回世界相撲選手権大会」「第1回世界新相撲選手権大会」(以下「大会」という。)については、青森県が5,000万円、国際相撲連盟が6,000万円の負担金を拠出して実施されたところであるが、国際相撲連盟の負担金が同連盟に返還されていたとの本年5月の報道を契機に、大会が適正に行われたのかどうか問題となった。

この問題に関しては、県負担金を支出し、かつ大会の共催者として大会業務に携わった県教育委員会が調査を実施し、大会事業費が県負担額を下回っていないこと、また、大会は計画通り実施され、大会実行委員会は県負担金を協定書に違反せずに使用したことから、県は負担金の返還を求める理由はない、との調査結果を公表したところである。

この調査結果を踏まえて、監査委員として、県負担額が妥当であったのか、大会が適正に実施されたのかを監査する必要があると認めたので、法第199条第2項に規定する行政事務監査及び同条第5項に規定する随時監査として監査を実施した。

第2 監査対象事項

平成13年度において県教育庁スポーツ健康課が支出した大会開催費負担金5,000万円に係る財務に関する事務の執行及び同負担金に関して本年6月に県教育委員会が調査した事務を、監査対象事項とした。

第3 監査対象機関

県負担金の交付事務等を担当したスポーツ健康課及び県教育委員会が平成15年6月20日付けで公表した、「第10回世界相撲選手権大会の負担金等に関する調査結果について」の調査及び報告書の作成事務に携わった県教育庁の職員福利課と教育政策課を監査対象機関とした。

第4 関係人調査

監査を実施する上で、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。関係人調査の対象とした者は、以下のとおりである。

- ア (財)青い森みらい創造財団 (大会当時は(財)青森県スポーツ振興事業団。同事業団に大会実行委員会事務局が置かれ、大会業務を処理。)
- イ 国際相撲連盟、(財)日本相撲連盟 (共に大会主催者であり、大会実行委員及び大会実行委員会事務局の構成員。)
- ウ (株)ユーレックス、ジャパンツアーシステムみちのく(株) (大会実行委員会と業務委託契約を締結した業者。)
- エ 日本財団 (大会の特別協賛者であり、大会に対して助成金を拠出。)

第5 監査実施期間

平成15年10月16日から11月14日まで

第6 監査方法

監査は、監査委員事務局職員が監査対象機関及び関係人に対し、実地による書類確認、聴き取りのほか、書面による質疑応答及び関係資料の提供により事前調査を行い、その結果を基に監査した。

第7 監査結果

監査を実施した結果は、以下のとおりである。

【事実関係の確認結果】

1 大会の主催者等

大会の主催は国際相撲連盟 (大会当時の住所：東京都新宿区百人町) 及び(財)日本相撲連盟 (大会当時の住所：東京都渋谷区神南)、共催は青森県及び青森県教育委員会、主管は大会実行委員会 (以下「実行委員会」という。)であることが、大会実施要項により確認された。

2 実行委員会の目的及び役割等

(1) 目的及び役割

実行委員会は、大会を開催するために必要な業務を行うことを目的に平成13年5月10日に組織され、ア) 大会の開催、運営に関する基本的な事項、イ) 大会の開催、運営に関する予算及び決算、ウ) その他大会開催に関する必要な事業を行う旨、実行委員会会則に規定されている。

さらに、実行委員会会則により、実行委員会の事務を処理するため、(財)青森県スポーツ振興事業団(以下「スポーツ振興事業団」という。)に事務局が置かれ、大会事務が行われた。

(2) 実行委員会の組織

実行委員会は、会長及び委員をもって組織され、その組織は表1のとおりである。

なお、第1回実行委員会は平成13年5月10日(内容:実行委員会会則及び実行委員会役員の報告並びに事業計画案及び予算案の審議)、第2回実行委員会は平成13年9月20日(内容:事業経過報告及び大会実施要項の報告)、第3回実行委員会は平成14年2月13日(内容:専決処分した事項の報告及び承認を求める件、事業報告並びに収支決算案の審議)、いずれも青森市において開催された。

表1

実行委員会	
名誉会長	青森県知事
会 長	国際相撲連盟会長
副 会 長	国際相撲連盟副会長、(財)日本相撲連盟会長、(財)青森県体育協会会長、青森県教育委員会教育長、(財)青森県スポーツ振興事業団理事長
委 員 長	国際相撲連盟事務総長
委 員	青森県3名、青森県教育庁2名、(財)青森県スポーツ振興事業団1名、弘前市1名、弘前市教育委員会1名、その他団体10名
監 事	青森県教育庁教育政策課長、国際相撲連盟監事

(3) 実行委員会事務局の組織

実行委員会事務局の職員は、実行委員会の会長が委嘱し、その組織は表2のとおりである。事務局職員のうち、事務局長である国際相撲連盟事務室長、事務局次長の一人である(財)日本相撲連盟事務局長、事務局員の一人である国際相撲連盟職員は、事務局が置かれていたスポーツ振興事業団(住所:青森市安田)において事務をしていたものではなく、事務局における書類の決裁は、事務局次長の代決によって行われていた。なお、スポーツ振興事業団では、3名増員して対応した。

表2

実行委員会事務局	
事務局長	国際相撲連盟事務室長
事務局次長	(財)青森県スポーツ振興事業団事務局長、(財)日本相撲連盟事務局長、青森県教育庁スポーツ健康課推進監、青森県武道館副館長
事務局員	青森県教育庁スポーツ健康課職員2名、(財)青森県スポーツ振興事業団職員10名、青森県武道館職員2名、青森県相撲連盟職員1名、国際相撲連盟職員1名

3 県負担額決定等の経緯

(1) 大会の受諾

平成12年8月上旬、岐阜インターハイ相撲会場において、国際相撲連盟事務総長からスポーツ健康課長に大会の本県開催の打診があり、その後、平成12年11月16日、国際相撲連盟事務総長が知事を訪問し、本県開催の計画と県の協力を要請し、知事が「できるだけの支援を検討する。」旨回答したことは、県教育委員会の調査報告書に記載されているとおりである。

なお、国際相撲連盟事務総長の知事訪問を前にした平成12年11月15日において、県教育長をはじめとする教育庁関

係者が、「総額約1億5千万円のうち、連盟と県で各6千5百万円を考えている。経費は現在、財政課と詰めているところ。過去の大会でいくら掛かったか、精査しているところ。ラグビーを招聘した時と同じように進めていきたい。」と、知事に説明した記録が残されている。

(2) 県における予算措置状況

スポーツ健康課は、知事に対する復活要求書で大会事業費約140,000,000円、県負担金を50,000,000円として要求し、平成13年2月議会において可決された。

なお、財政課に対する当初の予算要求は、全体事業費140,000,000円、負担金収入120,000,000円のうち県負担金65,000,000円で要求したが、査定の結果、平成12年度に本県で実施したアジアラグビーフットボール大会に対する負担金と同額の50,000,000円を負担すると査定された。(参考：第17回アジアラグビーフットボール大会全体経費104,533,264円に対し、県負担金44,770,000円、(財)日本ラグビーフットボール協会負担金44,903,000円、その他収入14,860,264円)

4 実行委員会の予算及び決算

(1) 予算

平成13年5月10日に開催された第1回実行委員会において承認された実行委員会収支予算書は、表3のとおりである。

これにより、大会の全体事業費は124,400,000円、国際相撲連盟負担金60,000,000円、県負担金50,000,000円となったことが確認される。

実行委員会の予算は、平成13年10月5日、収入として弘前市からの補助金等、支出として選手等の旅費を減額して委託料への組替等のため補正しているが、その内容は、表4のとおりである。

なお、この予算補正は、本来、実行委員会の議決事項であるが、実行委員会会長が専決により処分したと報告されているが、実行委員会事務局において専決処分に関する書類は作成されていなかった。

(2) 決算

平成14年3月29日付けで実行委員会会長から県教育長あての実績報告書に添付された収支決算書は、表5のとおりである。

これによる大会の全体事業費は138,613,020円であり、(財)青い森みらい創造財団に保管されていた実行委員会事務局の書類によっても確認された。

5 負担金に関する協定と負担金の振り込み

(1) 平成13年5月15日付けで、県教育委員会教育長と大会実行委員会会長名で大会開催に要する経費の負担に関する協定書を締結しており、これに基づいてスポーツ健康課は、3回に分割して実行委員会に50,000,000円を交付している。

(2) 国際相撲連盟の負担金60,000,000円に関しては、実行委員会と国際相撲連盟の間において協定書等の締結はされていない。

なお、国際相撲連盟は、60,000,000円の負担金を(財)日本相撲連盟から借り入れし、実行委員会への振り込みは、直接(財)日本相撲連盟からされた(振込年月日：平成13年9月19日20,000,000円、同年12月5日40,000,000円)。

6 国際相撲連盟が(財)日本相撲連盟から借り入れして負担した60,000,000円の大会経費からの返還

(1) 国際相撲連盟から(財)日本相撲連盟への返還

平成14年1月4日、実行委員会から国際相撲連盟に対して、諸外国折衝等業務委託料9,539,760円が振り込まれている。

これを受けて、同年同月21日、国際相撲連盟は、(財)日本相撲連盟へ借入金の一部9,539,760円を返還している。(国際相撲連盟の通帳では振込手数料525円を含んだ9,540,285円となっているが、返還額は9,539,760円となる。)

なお、実行委員会と国際相撲連盟が締結した諸外国折衝等業務委託契約の内容は、ア)加盟国に対する大会要項の発送、参加申込の取りまとめ、イ)国外参加選手に関する連絡調整業務、ウ)その他これらに直接的に関連すると認められる業務となっており、業務を実施するためにアルバイトを雇用することが条件とされているが、実行委員会事務局では委託業務の履行を確認する書類の提出を求めておらず、履行確認が不十分であったことが確認され

た。

(2) (株)ユーレックスから(財)日本相撲連盟への振り込み

平成13年12月17日、実行委員会から(株)ユーレックス(住所:東京都港区赤坂)に対して、大会参加選手等輸送・宿泊業務委託料58,059,990円が振り込まれている。

なお、(株)ユーレックスは、この委託業務のうち航空券手配業務を国際相撲連盟に再委託し、その再委託料は50,460,240円であることが、県教育委員会の報告書に記載されていたが、調査によっても事実であることが確認された。

これを受けて、同年同月25日、(株)ユーレックスから(財)日本相撲連盟に50,460,240円が振り込みされている。

なお、(株)ユーレックスから(財)日本相撲連盟への振り込みは、国際相撲連盟が(財)日本相撲連盟からの借入金の返済として(株)ユーレックスへ振り込んでもらったということ、国際相撲連盟に対する調査で確認した。

(3) この結果、国際相撲連盟から(財)日本相撲連盟への返還金9,539,760円と、(株)ユーレックスから(財)日本相撲連盟への振込金50,460,240円の合計額は、60,000,000円となり、国際相撲連盟が(財)日本相撲連盟から借り入れした60,000,000円が、大会経費の委託料をとおして返還されたことが確認された。

7 国際相撲連盟が再委託を受けたことによる利益

(1) 実行委員会と(株)ユーレックスとの委託業務契約

実行委員会と(株)ユーレックスとの大会参加選手等輸送・宿泊業務委託契約は、平成13年10月11日付けで締結されたもので、その内容は、ア)参加選手等の在住国と日本との間の移動の手配(航空券手配業務)、イ)成田空港~羽田空港間における移動の手配、ウ)合同練習用の貸切バス手配、エ)空港における送迎、案内業務のための担当者配置、オ)国際線、国内線接続のために必要な宿泊手配、カ)参加選手等との連絡調整となっている。

なお、実行委員会事務局では、委託業務の履行を確認する書類の提出を求めておらず、履行確認が不十分であったことが確認された。

(2) 国際相撲連盟への再委託金額

(株)ユーレックスが実行委員会に請求した委託代金の明細は、送迎代と宿泊代の合計4,384,750円、国際線航空券代53,675,240円、総合計58,059,990円となっており、(株)ユーレックスではこの国際線航空券(53,675,240円相当)を国際相撲連盟から50,460,240円で購入したことが、国際相撲連盟及び(株)ユーレックスへの調査で確認された。

また、国際相撲連盟が航空券手配に要した実費は、16,381,204円であり、同連盟が直接各国相撲連盟に支払いしたことについても、国際相撲連盟に対する調査で確認された。

なお、県教育委員会の報告書は、国際相撲連盟では、平成13年6月頃から、参加各国相撲連盟が自国で最低価格の航空券を手配・準備するよう相当の時間と労力をかけて交渉・要請していたと記載されているが、これについても、国際相撲連盟に対する調査により事実であることが確認されている。

(3) したがって、(株)ユーレックスから国際相撲連盟への再委託金額が50,460,240円であるのに対し、国際相撲連盟における航空券の代金実費が16,381,204円であることから、差額34,079,036円が国際相撲連盟の利益と認識される。

8 日本財団から(財)日本相撲連盟への助成金

(財)日本相撲連盟は、日本財団からの助成金12,600,000円と自己負担金を合わせて大会関連業務を実施していたことが日本財団への調査で確認された。

この日本財団からの助成金は、平成13年4月1日付けで交付決定されているが、同年5月10日に開催された実行委員会において承認された収支予算書に計上されていないほか、その後の収支補正予算書及び収支決算書にも計上されていないことが、表の3、4、5から明らかである。

なお、同業務は国際相撲連盟に委託されて実施されており、事業費の内訳は、国内役員旅費1,946,426円、会場設営費6,109,204円、海外旅費8,325,574円の計16,381,204円となっている。

【監査委員の見解】

1 県負担金の性格について

県負担金50,000,000円については、県の平成13年度予算に計上された経緯からみて、県としては、大会全体経費の中で県と国際相撲連盟の負担すべき割合を踏まえて決定したものと判断される。

2 国際相撲連盟の代行業務について

国際相撲連盟と県教育委員会、スポーツ振興事業団は、共に実行委員会事務局の構成員であり、協力して大会業務を実施する立場にあった。

したがって、実行委員会と㈱ユーレックス間の委託業務を、国際相撲連盟が㈱ユーレックスから再委託を受け、その結果、国際相撲連盟が利益を得たことは、国際相撲連盟が置かれている立場上認められるものではなく、国際相撲連盟が、実行委員会と㈱ユーレックスの委託業務契約締結前において各国相撲連盟に航空券手配を要請していたのであれば、そもそも実行委員会は、㈱ユーレックスに航空券手配業務を委託する必要はなかったと言える。

3 日本財団助成金と実行委員会の予算及び決算

前述した実行委員会の設置目的、役割等から判断して、大会に係る収入・支出はすべて実行委員会の予算及び決算に計上されるべきである。

したがって、(財)日本相撲連盟が日本財団から受けた助成金及びそれにより実施した大会経費は、本来、実行委員会の予算及び決算に計上されるべきものである。

4 大会収支の再精算

(1) 大会収支については、表5のとおり決算されているが、実際の大会収支を適正に表示しているものとは認められず、監査した範囲内においては、少なくとも次の事項を修正及び検討する必要がある。

収入面 日本財団助成金を計上する必要があること。

支出面 ㈱ユーレックスへの本来の委託料は、国際相撲連盟への再委託料分を差し引いた額とする必要があること。

国際相撲連盟の航空券実費支払額は、実行委員会の支出として計上する必要があること。

日本財団助成金によって執行された経費を計上する必要があること。

なお、監査事実の8に示した事業費内訳の中には、実行委員会の経費として支出された委託料と内容が重複しているものが含まれているので、計上するに当たってはその内容を精査する必要があること。

実行委員会事務局設置に当たり、スポーツ振興事業団では職員3名を増員しており、これに係る人件費についても大会経費として計上することも考えられるので検討する必要があること。

(2) 監査した範囲内で大会収支を概算すると、表6のとおりとなる。

5 結 論

県と国際相撲連盟間においては、大会経費に占める県と国際相撲連盟の負担割合について、協定書等の書面は取り交わしていないところであるが、第1回実行委員会で県負担額と国際相撲連盟負担額が承認され、国際相撲連盟負担額の振り込みがされた事実をもって、県と国際相撲連盟間における負担割合の合意がなされたと考える。

さらに、国際相撲連盟の業務代行行為や実行委員会の簿外における収入・支出の存在は、本件大会における県と国際相撲連盟相互の役割、責任から考えて、信義誠実の原則に反する行為というべきものとする。

以上のことから、県教育委員会に対し、以下の対応を求める。

(1) 県教育委員会は、上記4を踏まえ、実際の大会収支を再精算する必要がある。

(2) その上で、県教育委員会は、第1回実行委員会における県と国際相撲連盟の負担割合に応じて、県負担額が過大となる場合は、国際相撲連盟に対して適切な対応を求める必要がある。

6 その他の留意改善事項

今回の監査を通じて、県教育委員会の大会に関する一連の対応や実行委員会事務局における事務処理に、適切さを欠く対応や事務処理が多数見受けられたところである。

県教育委員会としては、今回の問題を厳しく受け止め、今後、適正な事務処理に努める必要がある。なお、主な留意改善事項は、次のとおりである。

- (1) 県又は実行委員会と国際相撲連盟間における負担金に関する協定書が、締結されていなかったこと。
- (2) 県は定額の50,000,000円を交付する内容で負担金協定書を締結しているが、大会予算には入場料及び協賛金等が計上されており、当然、これら収入が増収となれば負担金を軽減すべきであるのに、そのような条項はなく、一方的に負担する協定内容となっており、協定書の内容を改善する必要があること。
- (3) 実行委員会事務局における委託業務の検査確認が不十分であったこと。
- (4) 実行委員会の監事監査が平成14年2月5日及び2月7日に行われているが、監査後に3件2,266円の収入及び8件226,899円が支出されており、決算見込みでの監査となっていたこと。
- (5) スポーツ健康課における負担金交付に係る実績報告書の検査確認は、実行委員会からの収支決算書の提出のみで終了しており、証拠書類の確認等が行われていなかったこと。また、負担金交付の概算払いに係る精算も行われていなかったこと。

なお、負担金については、本件のように、補助金と同様の性格を持っているものがあるが、補助金に比べてその要件や精算確認手続が不十分であることから、予算の適正執行の観点から、県として一般的に負担金交付に係る事務を改善する必要があること。

表 3

表 4

(単位：千円)

(収入)	収 支 予 算 書		収 支 補 正 予 算 書		内 訳
	予算額	内 訳	補正予算額	補正後の予算額	
負担金	60,000	国際相撲連盟負担金	0	60,000	国際相撲連盟負担金
	50,000	青森県負担金	0	50,000	青森県負担金
補助金			5,000	5,000	弘前市補助金の計上
入場料	10,000	入場券販売収入	1,000	9,000	
参加料	1,150	参加料収入	0	1,150	
協賛金	2,000	企業広告収入	12,600	14,600	
雑収入	1,250	プログラム販売収入等	125	1,125	
計	124,400		16,475	140,875	
(支出)					
報償費	5,709		3,626	2,083	
報償金	3,966		3,626	340	
その他報償費	1,743		0	1,743	
旅費	83,389		80,513	2,876	
普通旅費	83,389	・監督、選手、役員旅費 ・実行委員会旅費 ・事務局旅費	80,513	2,876	選手等移動、宿泊料の委託料への組み替えによる減額
需用費	13,438		878	14,316	
食糧費	2,540		2,540	0	パーティー開催経費の委託料への組み替えによる減額
その他需用費	10,898		3,418	14,316	
消耗品費	3,554		2,406	5,960	
印刷製本費	4,932		2,042	6,974	
自動車用燃料費			4	4	
賄料	2,412		1,034	1,378	外国人昼食経費の委託料への組み替えによる減額
役務費	6,615		2,135	8,750	
通信運搬費	1,723		1,050	673	
手数料			710	710	
広告料	4,892		335	4,557	
筆耕翻訳料			2,683	2,683	
その他保険料			127	127	
委託料	7,200	・観客席設営委託、警備委託、開会式司会等業務委託 ・入場券販売委託料 ・薬物検査委託料	103,106	110,306	旅費、食糧費等からの組み替えによる増額
使用料及び賃借料	7,857		6,313	1,544	選手等輸送バス借上料の委託料への組み替えによる減額
普及振興費			1,000	1,000	相撲の普及、振興を図るための経費として計上
予備費	192		192	0	
計	124,400		16,475	140,875	

(注記)

- 表 3 は、平成13年 5 月10日に開催された第 1 回実行委員会において承認された収支予算書である。
- 表 4 は、平成13年10月 5 日に実行委員会会長の専決処分により補正された予算書で、平成14年 2 月13日開催の第 3 回実行委員会において報告され、承認されたものである。

表 5

表 6

(単位：円)

(収入)	収 支 決 算 書		実 質 大 会 収 支 (概算)	
	決算額	内 訳	概算額	内 訳
負担金	60,000,000	国際相撲連盟負担金		国際相撲連盟負担金
	50,000,000	青森県負担金		青森県負担金
補助金	5,000,000	弘前市補助金	5,000,000	弘前市補助金
			12,600,000	日本財団助成金
入場料	7,391,655		7,391,655	
参加料	952,230		952,230	
協賛金	14,551,080		14,551,080	
雑収入	718,055		718,055	
計	138,613,020		41,213,020	
(支出)				
報償費	2,016,760		2,016,760	
旅費	2,640,328		2,640,328	
需用費	13,906,348		13,906,348	
役務費	8,373,488		8,373,488	
委託料	109,257,976	(株)ユーレックス委託料(国外航空券等手配料) 58,059,990円 ジャパンツアーシステムみちのく(株)委託料(国内航空運賃等手配料) 31,886,296円 国際相撲連盟委託料 9,539,760円 会場設営等業務委託料 8,239,980円 その他委託料 1,531,950円	58,797,976	(株)ユーレックス実質委託料 58,059,990 - 50,460,000 = 7,599,990円 ～ は決算額と同額
			16,381,204	国際相撲連盟代行料実費分(国外航空券代)
使用料及び賃借料	1,493,078		1,493,078	
普及振興費	925,042		925,042	
				日本財団助成金対象経費(国内役員旅費、会場設営費、海外旅費)
計	138,613,020		104,534,224	
収支差額	0		63,321,204	
			24,635,166	スポーツ振興事業団3名増員分人件費

(注記)

- 表5は、平成14年3月29日付けで実行委員会会長から県教育長あての実績報告書に添付された収支決算書である。
- 表6は、監査した範囲で実質大会収支を概算したものであり、今後の再精算によっては収支額が変動するものである。
- 表6の欄外の丸数字は、本文の監査委員の見解4の(1)に記載されている丸数字に対応するものであり、その内容は以下のとおりである。

収入 - 日本財団から(財)日本相撲連盟に対する大会助成金を計上したものである。

支出 - (株)ユーレックスの本来の委託料を、国際相撲連盟への再委託料分(50,460,000円)を差し引いた額として計上したものである。

(株)ユーレックスからの再委託に係る国際相撲連盟の航空券実費支払額を、実行委員会の支出として計上したものである。

日本財団助成金によって執行された経費を計上する必要があるが、日本財団助成金を使って行われた事業費内訳の中には、実行委員会の経費として支出された委託料と内容が重複しているものが含まれているので、その内容を精査する必要があることから、ここではその額を空欄としている。

実質大会収支の概算の中には盛り込んでいないが、実行委員会事務局設置に当たり、スポーツ振興事業団では職員3名を増員しており、これに係る人件費についても大会経費として計上することも考えられるので、検討する必要があることから欄外に記載している。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭